

# 青森県報

号外第九号

令和三年  
三月一日  
(月曜日)

## 目次

### 海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示……(事務局) ……一
- 東部海区管内におけるまき餌釣りの指示……(同) ……一
- 東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示(同) ……二
- 東部海区管内におけるかご漁業の操業の指示……(同) ……三
- 西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示……(同) ……四
- 西部海区管内におけるまき餌釣りの指示……(同) ……四

### 海区漁業調整委員会

#### 青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和三年三月一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松 本 光 明

#### 一 操業の制限

1 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業を営んではならない。ただし、青森県漁業調整規則第四十一条第二項で規制する漁法、区域及び期間を除く。

#### (一) 制限海域

- 下北郡東通村老部川河口周辺において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 河口左岸から真方位零度千メートルの点
  - イ 点アから真方位九十度五百七十五メートルの点
  - ウ 点エから真方位九十六度三十分五百メートルの点
  - エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点

#### (二) 制限期間

令和三年五月一日から同年九月三十日まで

2 次に掲げる制限海域及び1の(二)に掲げる制限期間においては、さお釣り及び手釣りによりサクラマスを採捕してはならない。

#### (一) 制限海域

- 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- オ 河口左岸から真方位三百四十四度三十分二百七十二メートルの点
  - カ 点オから真方位九十六度三十分三百五十五メートルの点
  - キ 点クから真方位九十六度三十分二百五十五メートルの点
  - ク 河口右岸から真方位百八十六度三十分二百五十五メートルの点

#### 青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県東部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により次のとおり指示する。

令和三年三月一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松 本 光 明

#### 一 まき餌釣りの制限

次の表の禁止区域欄の区域においては、遊漁によるまき餌釣りをしてはならない。

位置	禁止区域

八戸市鮫町地先	東共第5号及び東共第6号共同漁業権漁場全域
八戸市白銀町、築港街、港町、新湊及び河原木地先	東共第7号及び東共第8号共同漁業権漁場全域
八戸市市川地先	八戸市市川船溜北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
下北郡東通村白糠地先	下北郡東通村白糠漁港北護岸・東防波堤・東護岸と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
下北郡東通村小田野沢地先	下北郡東通村小田野沢漁港北防波堤・北防砂堤と南防波堤・南防砂堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
むつ市大畑町地先	<p>むつ市大畑漁港第1東防波堤、第2東防波堤、第3東防波堤、第1東防波堤東先端と第2東防波堤北先端を結んだ線及び第2東防波堤東先端と第3東防波堤北先端を結んだ線とで囲まれた区域</p> <p>次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>点ア 下北郡大畑漁港第1東防波堤北先端</p> <p>点イ 下北郡大畑漁港第1東防波堤北先端から真方位四十五度三十分の線と、むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱から真方位四十五度三十分三十七百メートルの点とむつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位三十七度三十分三十七百メートルの点とむつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位三十七度三十分三十七百メートルの点とむつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱</p>

二 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

三 指示の有効期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一

項の規定により次のとおり指示する。

令和三年三月一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行う底はえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

青森県下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線以東の青森県東部海区管内の海域（次に掲げる海域を除く。）

(一) 下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径十海里以遠の海域

(二) 下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以南の青森県東部海区管内の海域の共同漁業権漁場

2 制限期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営もうとする者は、別に定める「令和三年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出口と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域

2 承認期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(一) 令和二年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者  
(二) 委員会が特に認めた者

4 承認隻数

六隻以内とする。

5 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないものとする。

6 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

三 操業者の遵守事項

1 漁具の制限

漁具の総延長は、三キロメートル以内とする。

2 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。

3 船体の表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋楼両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。

4 承認証の携帯

操業に当たっては、承認証を携帯しなければならない。

5 承認証の書換え交付

承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに申請し、書換え交付を受けること。

6 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

四 試験研究等の適用除外

青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず、委員会にその内容を報告の上、実施できるものとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

青森県東部海区管内における動力漁船を使用して行うかご漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により次のとおり指示する。

令和三年三月一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 操業の制限

下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以南の太平洋における青森県東部海区管内の海域（漁業権漁場を除く。以下「制限海域」という。）においては、動力漁船を使用して行うかご漁業の操業をしてはならない。ただし、知事許可に基づき操業する場合、又は青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に操業の届出を行った場合はこの限りでない。

二 操業の届出

制限海域において動力漁船を使用して当該漁業を操業しようとする者は、当該漁業に使用する船舶ごとに、委員会指示発動後三十日以内、又は操業の最初の日の三十日前までに、委員会が別に定める「青森県東部海区かご漁業操業届出事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）」により届出をしなければならない。

三 届出内容の変更の届出

操業の届出をした者は、届出の内容に変更（使用船舶の変更を除く。）を生じたときは遅滞なく、その旨を委員会に届出なければならない。

四 操業者の遵守事項

1 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定等を締結してこれを遵守し、又は当該漁業に使用する船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者（以下「船長等」という。）に遵守させなければならない。なお、操業協定等の当事者は、原則として各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。

2 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定等を締結してこれを遵守し、又は船長等に遵守させなければ

ばならない。

- 3 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業を操業しようとするときは、使用する船舶に届出接受書を備え付けておかなければならない。
- 4 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業の操業期間中、取扱要領に定める様式による標識を船舶両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 5 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業に使用する漁具の幹繩に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンを設置し、当該ボンデンに取扱要領に定める様式による旗を設置しなければならない。また、夜間当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- 6 操業の届出をした者又は船長等は、当該漁業により採捕されたかに及びえびを速やかに海中に戻さなければならない。
- 7 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。なお、陸揚げには船舶の停泊地等から車両等に転載したものは含まれない。
- 8 操業の届出をした者は、毎年度の漁獲成績を取扱要領に定める様式により翌年度の四月三十日までに委員会に報告しなければならない。
- 9 操業の届出をした者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指導した内容に従わなければならない。

五 指示の有効期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和三年三月一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 角 田 順 一

一 操業の制限

- 1 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業及び一本釣り漁業を営んではならない。

(一) 制限海域

- 西津軽郡深浦町追良瀬川河口周辺のうち、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線より沖合百メートルの線によって囲まれた海域
- ア 河口左岸から磁針方位二百十度千百メートルの点
- イ 点アから磁針方位二百九十一度百メートルの点
- ウ 点エから磁針方位二百八十九度百メートルの点
- エ 河口右岸から磁針方位十八度五百メートルの点

(二) 制限期間

令和三年四月一日から同年六月三十日まで

- 2 1に掲げる制限海域及び制限期間においては、竿釣り及び手釣りにより水産動物を採捕してはならない。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県西部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和三年三月一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 角 田 順 一

一 まき餌釣りの制限

次の表の禁止区域欄の区域においては、遊漁によるまき餌釣りをしてはならない。

位置	禁止区域
西津軽郡深浦町 横磯、深浦、広 戸及び追良瀬地 先	西共第7号及び西共第8号共同漁業権漁場全域
五所川原市十三 地先	十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の区域



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円